

世界遺産白川郷における交通対策について

白川村総務課 松本継太

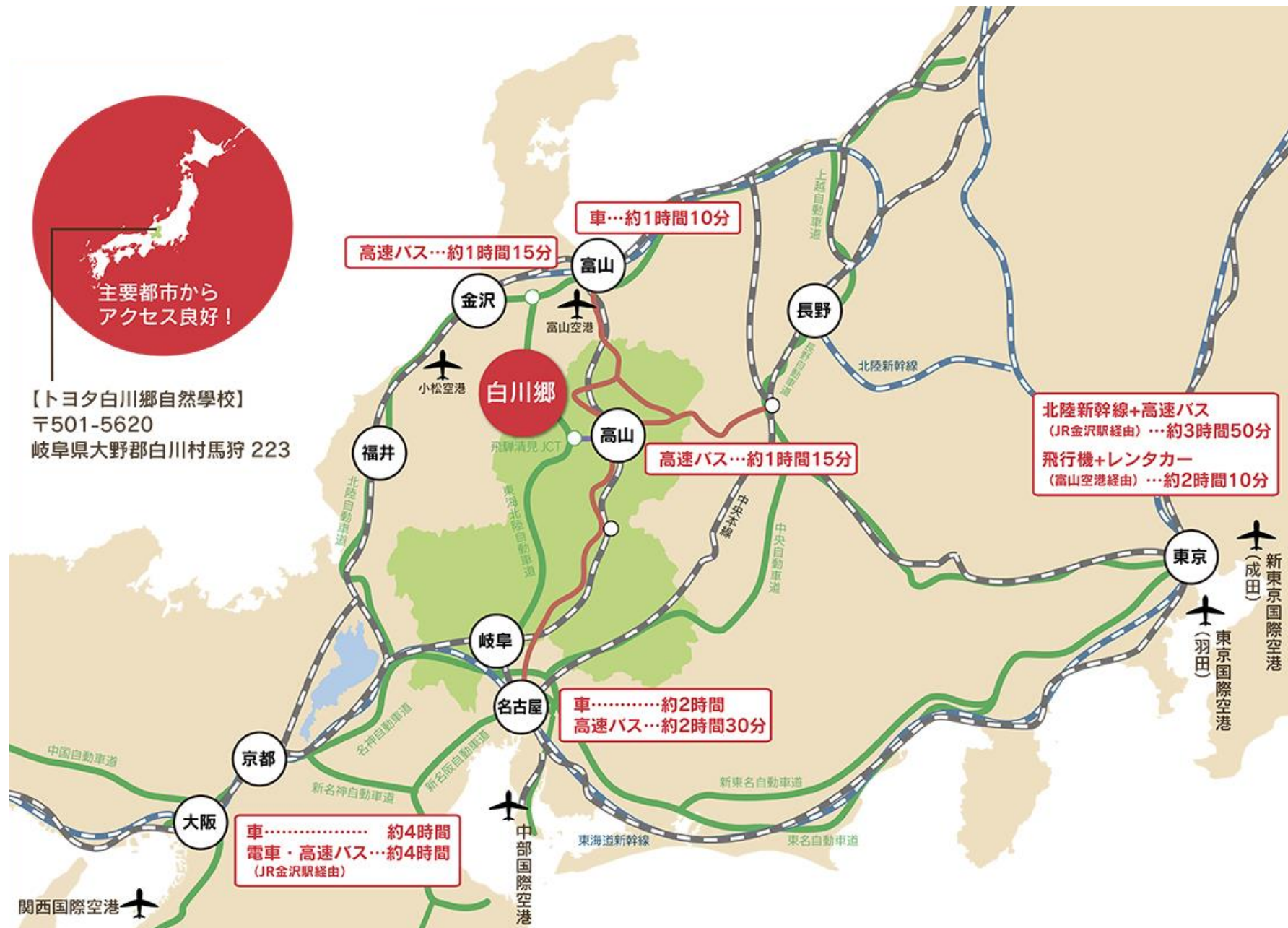




白川村荻町合掌造り集落



白川郷への行き方



村域

- ・ 南北30km
- ・ 村の97%が山林
- ・ 村の中心に庄川が流れる



白川村の人口

- ・ 人 口 1, 472人
- ・ 世帯数 605世帯

※令和 6 年12月

荻町の人口



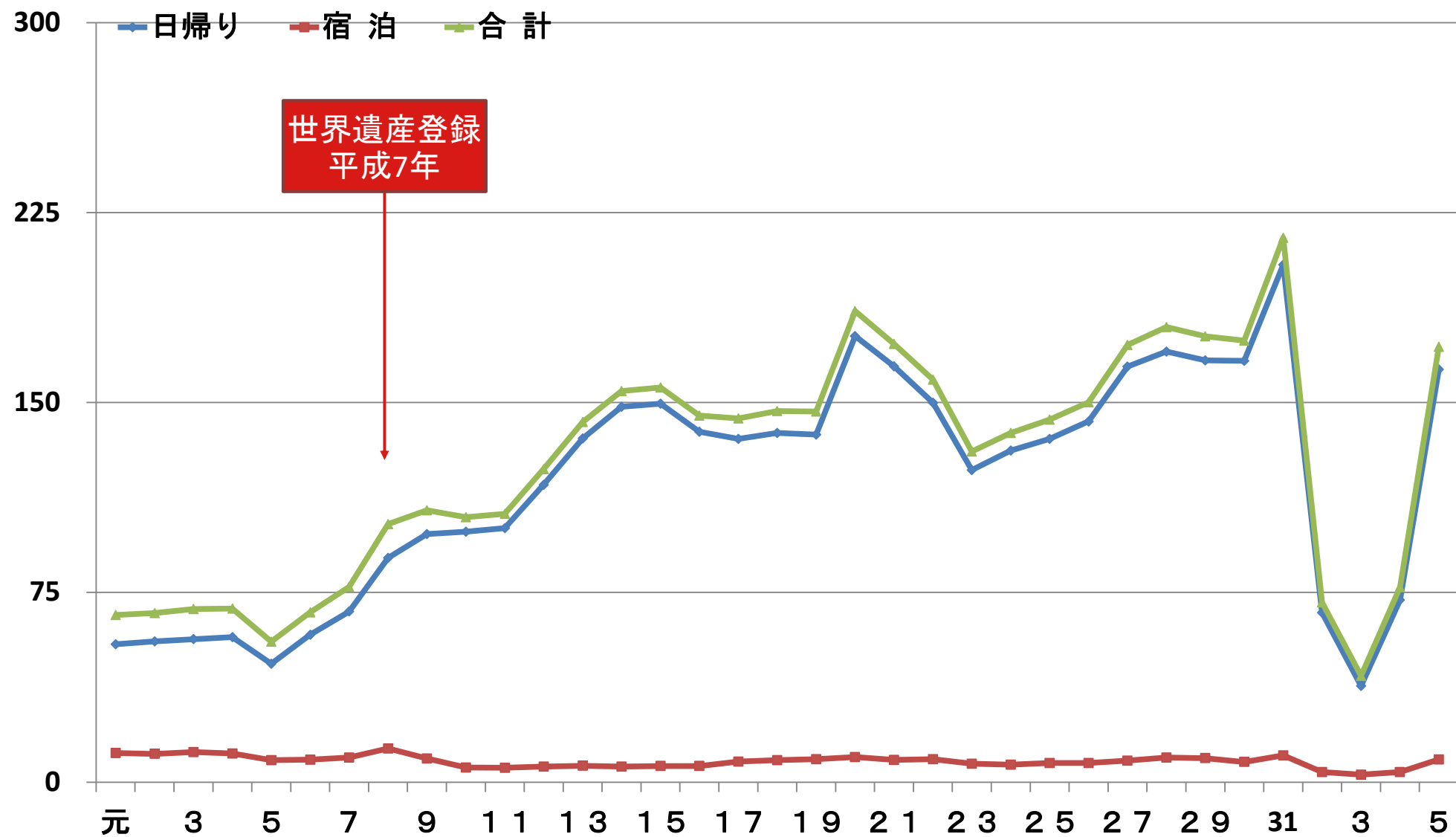
520人・128世帯

荻町集落の合掌造り棟数



合掌造り主屋	59棟
茅葺建物	114棟

観光客の推移



急激な観光客の増加



交通問題



交通問題



民間駐車場問題



有料駐車場の制限

景観保存基準におけるガイドライン

白川郷荻町集落の自然環境を守る会

1. 住宅等の新築又は増築、改築

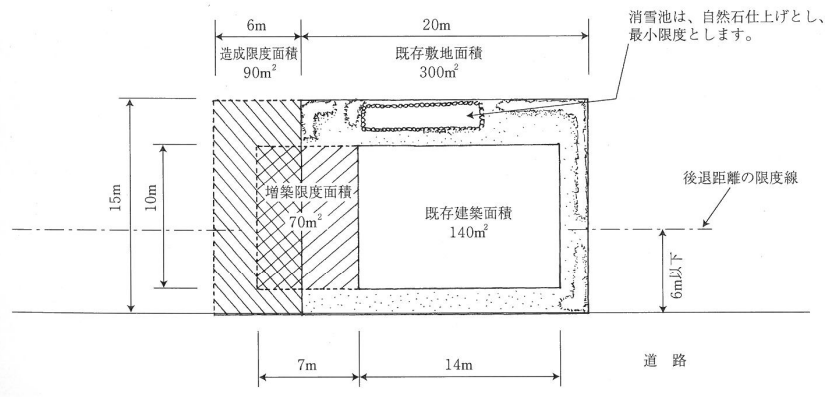
(1) 建築面積の限度

原則として従前の敷地内とする。ただし特別な事情による場合はこの限りでない。
新築面積については、原則として既存建築面積の5割増を限度とする。
新規世帯における住居用の建築物の面積は最小限度とする。
宅地造成を行う場合は、「土地の形質の変更」のガイドラインに定める範囲内とする。
(伝建物については景観保存基準による)

(2) 外壁の後退距離の限度

屋根雪処理の理由により前面道路から後退する場合は、6mを限度とする。ただし、駐車場及びその他の目的として許可を受けた敷地はその目的以外に使用してはならない。

例えば、下図の様に建築面積が 140m^2 、敷地面積が 300m^2 の場合、増築面積は 140m^2 の5割の 70m^2 まで、宅地のための造成は 300m^2 の3割の 90m^2 までが限度となります。



2. 土地の形質の変更

原則として認めないが、特別な事情により景観の保存上支障がない土地については下記によるものとする。
(ア) 住居に必要な許可建築物、工作物の新・改・増築のための造成は既存敷地面積の3割増を限度とする。(接続隣地)
(イ) 駐車場のための造成は、駐車場に関わるガイドラインによる。
(ウ) 居住用敷地隣接における消雪池の設備は、自然石仕上げとし最小限度とする。
(エ) 公共の用に供する施設整備に必要な用地は最小限度とする。

3. 駐車場

- (1) 住民の居住に必要な最小限度とし、借有料駐車場として利用しないこと。
また、新規営業用(店舗の客用)の駐車場については最小限度とし、現有の駐車場の拡大は原則として認めないものとする。
- (2) 景観を考慮し、植栽による修景を施すこと。
- (3) 上記ガイドラインに適合しない現有の駐車場に関しては、順次ガイドラインに沿うように整備する。

平成12年策定

村宮駐車場への影響

駐車場料金

普通車 1,000円 → 300円（景観協力金）

大型車 3,000円 → 1,000円（景観協力金）



観光客急増により発生した問題

- 観光車両の交通渋滞
- 農地の有料駐車場化

保存地区内通年交通制限への道のり

平成13年	荻町交通対策委員会設立	・ 国交省事業社会実験にて交通対策試行実施
平成15年	荻町交通対策基本計画策定	・ 年18回の交通規制日を設け実施
平成19年	世界遺産マスタープラン有識者会議	
平成20年	世界遺産マスタープラン検討住民会議全16回開催	
平成21年	大型車両通行規制実施	・ 保存地区内9時から16時大型車両進入禁止の公安規制
平成22年	世界遺産マスタープラン策定	・ マスタープランに交通対策を位置づける
平成23年	村営荻町駐車場閉鎖	
平成24年	イコモス第7小委員会より民間駐車場問題に対する意見書	・ 4月にイコモス第7小委員会現地視察
平成26年	保存地区内通年観光車両進入制限開始	

世界遺産にふさわしい景観を守るため、交通対策を実施します。

観光車輛の進入はご遠慮ください。ご協力をお願いします。

■実施時間／午前9:00～午後4:00まで

■地元関係車輦は除く

■実際に併い／バスを運行します。

駐車場からのバツ入(無料) 臨時台端からのバツ入(有料:200円)

予告

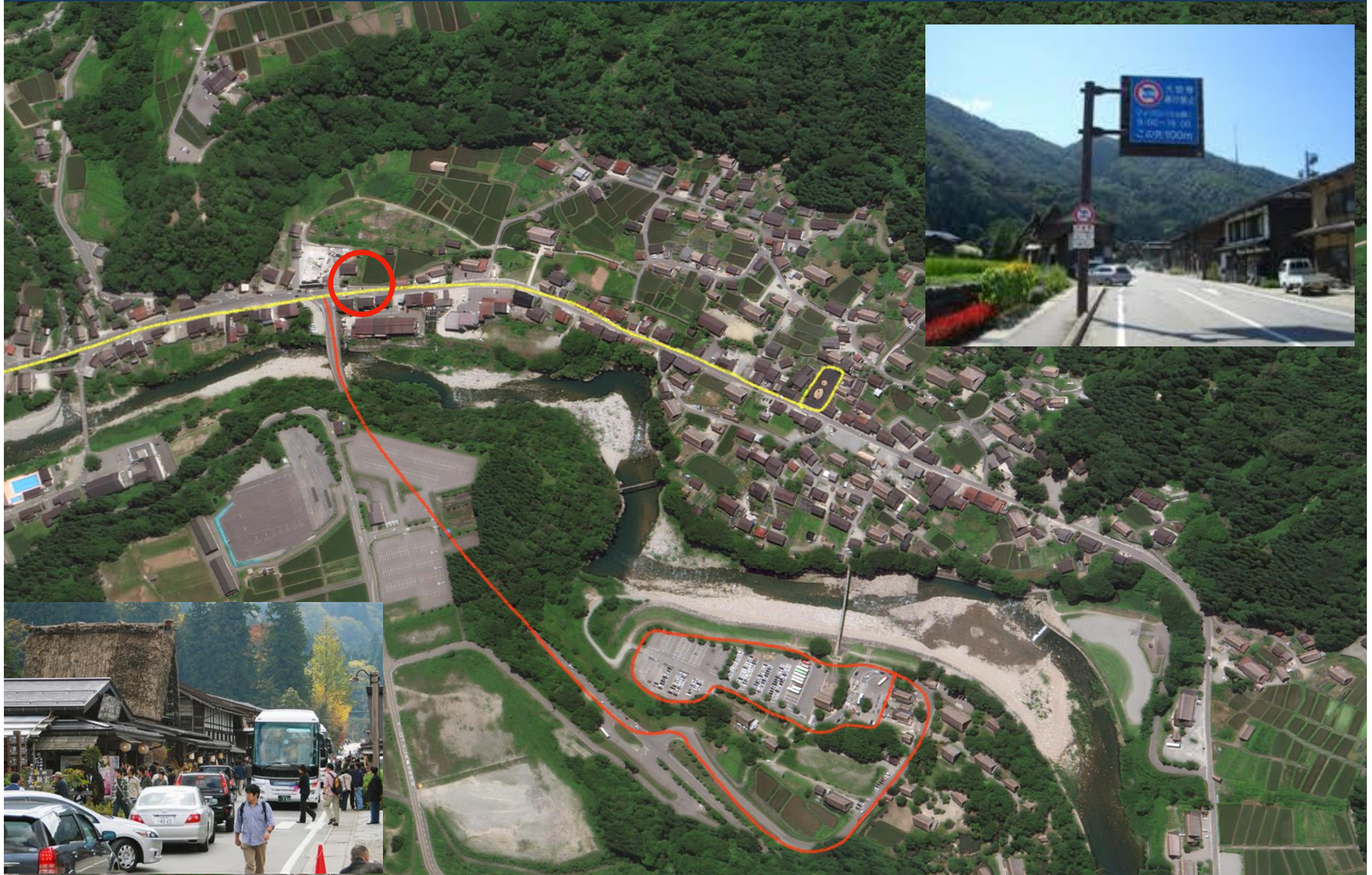
〜「日本一美しい村・白川郷」をめざして〜
ご協力をお願いいたします。



保存地区内通年交通制限への道のり

平成13年	荻町交通対策委員会設立	・ 国交省事業社会実験にて交通対策試行実施
平成15年	荻町交通対策基本計画策定	・ 年18回の交通規制日を設け実施
平成19年	世界遺産マスタープラン有識者会議	
平成20年	世界遺産マスタープラン検討住民会議全16回開催	
平成21年	大型車両通行規制実施	・ 保存地区内9時から16時大型車両進入禁止の公安規制
平成22年	世界遺産マスタープラン策定	・ マスタープランに交通対策を位置づける
平成23年	村営荻町駐車場閉鎖	
平成24年	イコモス第7小委員会より民間駐車場問題に対する意見書	・ 4月にイコモス第7小委員会現地視察
平成26年	保存地区内通年観光車両進入制限開始	

大型車両通行規制



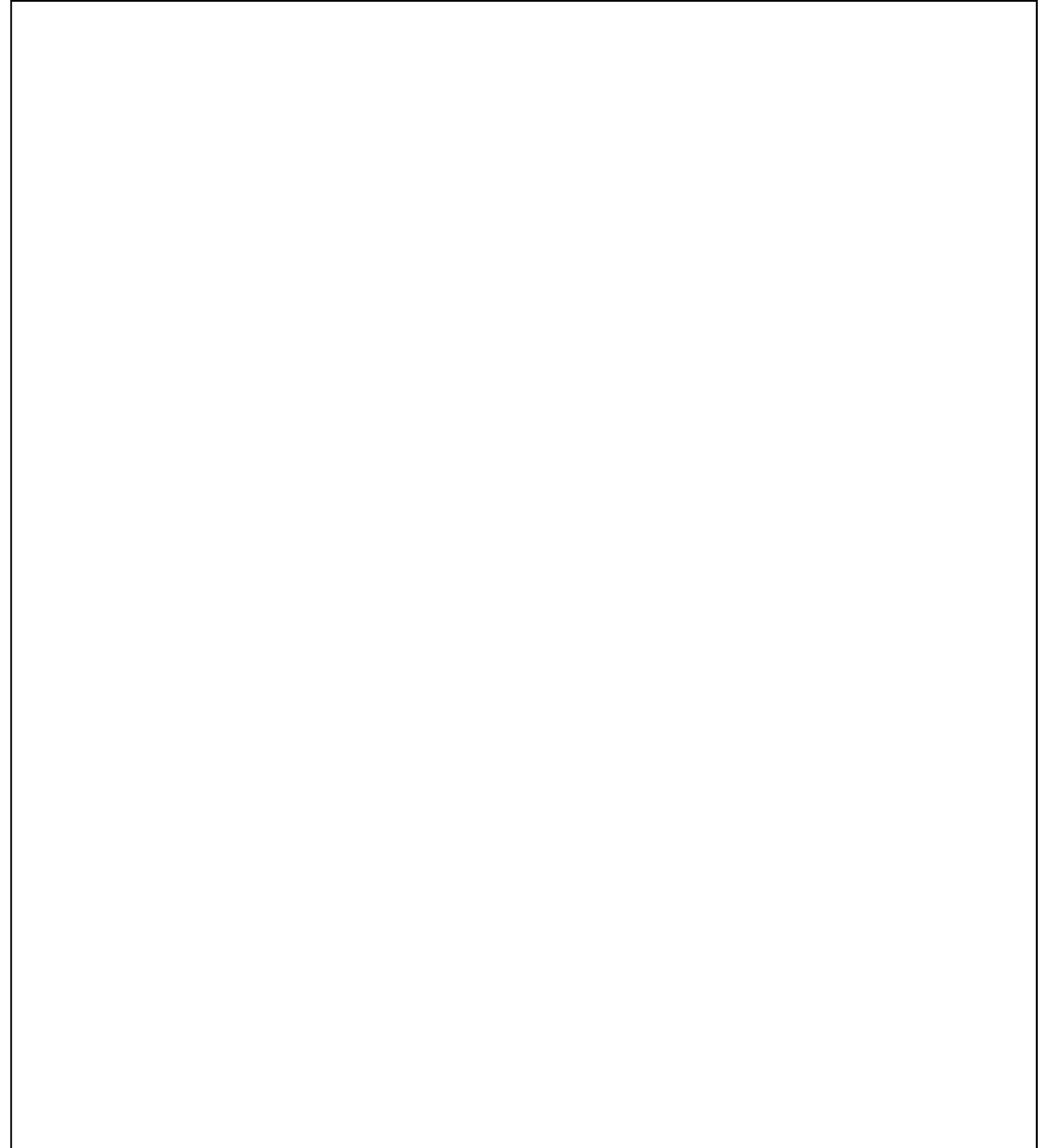
保存地区内通年交通制限への道のり

平成13年	荻町交通対策委員会設立	・ 国交省事業社会実験にて交通対策試行実施
平成15年	荻町交通対策基本計画策定	・ 年18回の交通規制日を設け実施
平成19年	世界遺産マスタープラン有識者会議	
平成20年	世界遺産マスタープラン検討住民会議全16回開催	
平成21年	大型車両通行規制実施	・ 保存地区内9時から16時大型車両進入禁止の公安規制
平成22年	世界遺産マスタープラン策定	・ マスタープランに交通対策を位置づける
平成23年	村営荻町駐車場閉鎖	
平成24年	イコモス第7小委員会より民間駐車場問題に対する意見書	・ 4月にイコモス第7小委員会現地視察
平成26年	保存地区内通年観光車両進入制限開始	

荻町駐車場の閉鎖



村宮荻町駐車場の廃止



それでも民間有料駐車場はなくなるならない

- ・ 通行規制すればやめる

保存地区内通年交通制限への道のり

平成13年	荻町交通対策委員会設立	・ 国交省事業社会実験にて交通対策試行実施
平成15年	荻町交通対策基本計画策定	・ 年18回の交通規制日を設け実施
平成19年	世界遺産マスタープラン有識者会議	
平成20年	世界遺産マスタープラン検討住民会議全16回開催	
平成21年	大型車両通行規制実施	・ 保存地区内9時から16時大型車両進入禁止の公安規制
平成22年	世界遺産マスタープラン策定	・ マスタープランに交通対策を位置づける
平成23年	村営荻町駐車場閉鎖	
平成24年	イコモス第7小委員会より民間駐車場問題に対する意見書	・ 4月にイコモス第7小委員会現地視察
平成26年	保存地区内通年観光車両進入制限開始	

イコモス第7小委員会から文書

- ・ 農地法違反で田畑を有料駐車場に転用している。
- ・ 村営せせらぎ公園駐車場の保存協力金に影響を与え
- ・ 違法行為の是正を求める。
- ・ 違法状態が継続され、保全が脅かされる場合その先には危機遺産への登録に向けた議論が待っている。
- ・ 白川村の合掌造り集落が日本のみならずアジアの持続可能な集落保全モデルとなることを切に希望する。

保存地区内通年交通制限への道のり

平成13年	荻町交通対策委員会設立	・ 国交省事業社会実験にて交通対策試行実施
平成15年	荻町交通対策基本計画策定	・ 年18回の交通規制日を設け実施
平成19年	世界遺産マスタープラン有識者会議	
平成20年	世界遺産マスタープラン検討住民会議全16回開催	
平成21年	大型車両通行規制実施	・ 保存地区内9時から16時大型車両進入禁止の公安規制
平成22年	世界遺産マスタープラン策定	・ マスタープランに交通対策を位置づける
平成23年	村営荻町駐車場閉鎖	
平成24年	イコモス第7小委員会より民間駐車場問題に対する意見書	・ 4月にイコモス第7小委員会現地視察
平成26年	保存地区内通年観光車両進入制限開始	

通年交通制限の実施

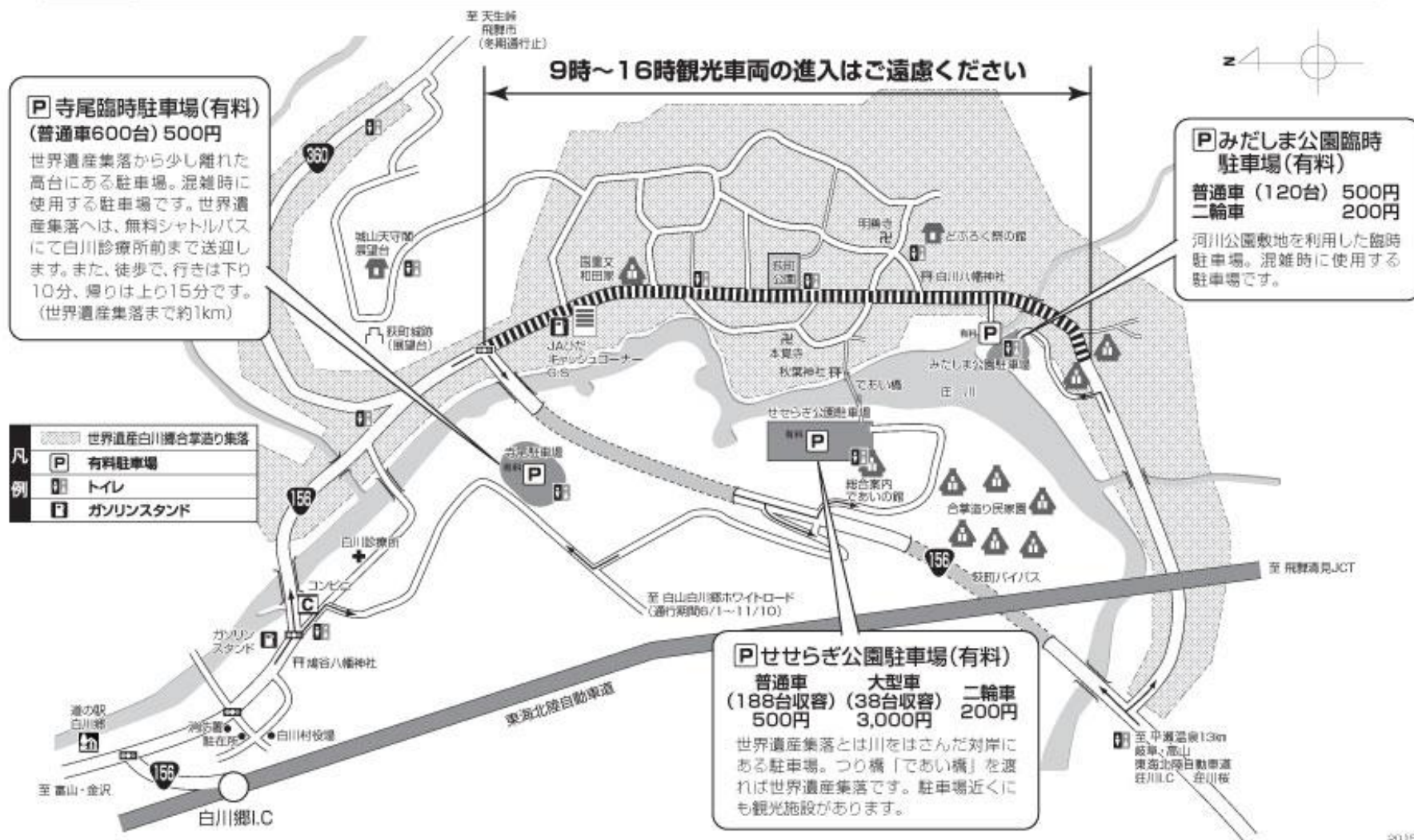


通年交通制限の実施

マイカーで 白川郷を訪れる皆様へ

※タクシー・レンタカーを含みます

世界遺産白川郷合掌造り集落内では、集落内の景観保全と通行者の安全対策を目的に、集落内幹線道路において車両進入制限等の交通対策を実施していますので、ご協力をお願いします。



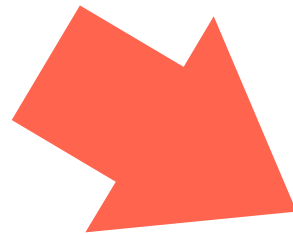
交通規制が実現した要因

危機感の共有

荻町公園の整備



荻町公園の整備



通年交通制限後の状況



白川村の保存と活用

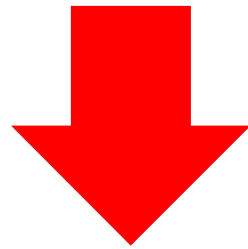
- 活用優先

利便性は確保できるが農村景観は損なわれる。

- 保存優先

農村景観は守られるが利便性は損なわれる。

保存と活用の均衡を保つ鍵



遺産地区内への観光車両乗入制限